

文教委員会

- 1 期 日 平成21年3月5日（木）
- 2 場 所 第4委員会室
- 3 出席委員 委員長 緒方直之
副委員長 安井裕典
委員 佐藤一直、柴崎美智子、岩下智伸、安木和男、富永健三、
犬童英徳、山木靖雄、松浦幸男
- 4 欠席委員 委員 石橋良三

5 出席説明員

[教育委員会]

教育長、教育次長、管理部長、総務課長、教育政策室長、法務室長、教職員課長、施設課長、健康福利課長、教育部長、学校経営課長、指導第一課長、指導第二課長、特別支援教育室長、指導第三課長、生涯学習部長、生涯学習課長、文化課長、スポーツ振興課長

[環境県民局]

学事課長

6 付託議案

- (1) 県第28号議案 広島県手数料条例及び広島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例案中所管事項
- (2) 県第39号議案 広島県立生涯学習センター設置条例の一部を改正する条例案
- (3) 県第47号議案 権利の放棄について中所管事項
- (4) 追県第1号議案 平成20年度広島県一般会計補正予算（第6号）中所管事項
- (5) 追県第10号議案 平成20年度広島県高等学校等奨学金特別会計補正予算（第1号）

7 報告事項

なし

8 会議の概要

- (1) 開会 午前10時34分
- (2) 記録署名委員の指名
- (3) 付託議案

県第28号議案「広島県手数料条例及び広島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例案中所管事項」外4件を一括議題とした。

- (4) 付託議案に関する質疑・応答

○質疑（犬童委員） まず、歳出の経費区分別内訳を見ると減額補正ですけれども、そんなに多く要らなかった、あるいは執行できなかったということが前提になるわけですが、繰り越しは別にして49億7,084万4,000円の減額を提案されているのです。県の予算ではどの部局においてもそうですけれども、2月定例会で減額補正して収

支を合わせている。当然と言えば当然なのですが、当初予算を組むときにもう少し綿密にできないものかという思いがあるのです。繰り越しは仕方がないものもあります。3月いっぱいできないものを4～5月以降に実施していく事業はたくさんあると思います。今回も出ています。しかし今、県の積立金は50億円あるかないかなのです。そういう財政状況の中で、教育委員会関係のすべてがそうだとはいえませんけれども、予算編成が少しオーバーに、予定より余計に申請があったらかなわないので余計に積み立てておこうという気持ちもわからないわけではないのですが、商工労働局でも中小企業向けの融資が格段にふえたりするわけです。そこら辺の予算の組み立て方、いわゆる積み上げ方は、どうも今までの経験値から、できるだけ足りないようなことにならないようにしておこうという部分があるのではないかとと思うのですが、どうなのですか。予算を組むときにどのぐらい綿密にされるわけですか。

○答弁（総務課長） 教育委員会の関係で申しますと、今回の補正額にありますように、一番大きいのは人件費でございます。今回の場合で言うと、49億円の歳出減の中で約半額の22億3,000万円余が職員給与費でございます。職員給与費の積み上げにつきましては、また御説明させていただきたいと思いますが、そのほか施設整備につきましても額が大きいのですが、入札減が大きゅうございます。さらには特に、今のような財政状況の中で光熱水費や用紙代、旅費などについては当然節減に心がけております。そうしたことで5億円近くの額が節減効果として出ているところでございます。あるいは、各種事業につきましても諸事情で当初の計画を変更せざるを得ないことでの減額もございます。先ほど申しました最も大きい人件費の関係でございますが、予算の積算は大体12月ごろに行いまして、新年度の定数見込みに基づく職員数に平均単価を掛けて積算しております。しかしながら、毎年辞退職者の見込み数と確定数に差が出ること、あるいは年度途中で休職者が出ること、あるいは代員としての臨時的任用者の数が変わること、それから今回大きかったのは、管理部長が説明いたしましたが、給与費の中の共済費の追加費用の掛け率が年度途中で大きく変わっていることでやむなく執行残が出るものでございます。委員がおっしゃいましたように、今のような財政状況ですから当初予算の編成時も正確に適正に積算するようには努めておりますが、こうした関係で今回減額しているものでございます。

○要望・質疑（犬童委員） 難しいかもしれませんが、担当が出されている予算額を積み上げて来年度の教育委員会の予算が最終的には決められるということだと思うのです。ですから、積み上げ方に問題があるというよりは、やはり最初の段階で、余分にと言うと表現が悪いのですけれども、ある程度とっておこうという善意の解釈があるかもしれませんが、私は県にほとんど積立金もない段階で減額補正するのは、いいのだけれども、度が過ぎるのではないかと思います。私は予算というのはもっと綿密に積み上げてほしいと要望しておきます。

それから、県内の私学関係の経営状況を今どういうふうに掌握されているのですか。

○答弁（学事課長） 私学につきましては、高校の生徒数がピークの約55%になっておりますので、全般的には非常に厳しい状況でございます。その中で、定員の充足率が高いところにつきましては、収支のバランスがとれていると思っております。ところが、定員を割っているところについては経常的な収支が赤字になっているところがあり、今後ますます厳しくなるということで、学校の方としてはいろいろな意味での合理化をしていると認識しております。

○質疑（犬童委員） 当然私学は私学なりの方針で経営されるわけですから、我々が介入できる問題ではない部分もあると思う。ただ、私学助成やいろいろなことを含めますと、私学が果たしている役割は高校にしても大学にしてもかなりの部分を占めているわけです。健全経営がやはり大前提です。これから、地方大学は淘汰されることが、もう目に見えているわけです。だから、私学同士で合併をしたり、あるいは時代に合った学科に変更するなどの努力をされているのを、私たちが身近で見ているわけですが、国としては、いろいろな支援も含めて長期的にはどういう方向性なのか。

○答弁（学事課長） 国も、全国の状況は広島県と同じ状況であると把握しております。今後の課題として、それぞれの私学の経営状況について指導、助言する体制の整備が求められております。私どももそういう課題に今後いかに対応するか検討していくということでございます。

○質疑（犬童委員） 県内にある私学で今経営状況がマイナスになっているのはどのくらいの比率ですか。

○答弁（学事課長） 私立高校が36校あると認識しておりますけれども、数校はかなり定員を割っておりまして、赤字になっていると思っております。ただ、かなり経営努力をしておりますので、赤字の学校は思ったよりも多くはありません。定員を割っているところもそれなりに経費の削減をしていると思っております。今後、大きな定員割れが何年も続きますと、教職員の定数を減じたり、退職金や給与水準をどうするかとか、いろいろな抜本的な対策をとる必要がありますので、学校によりましてやはり長期計画を立てたり見直したりして対応しているということでございます。

○要望（犬童委員） 口を出せば金を出さなければいけないというあなた方の立場もあって難しいとは思いますが、しかし、県内でもたくさんの私学に頑張ってもらっており、トータルとしてどういう支援をしていくか、国も含めてどういう政策でやっていくかがこれからの大きな課題です。全国に雨後のタケノコみたいにいっぱい大学ができたわけです。それらの大学は、ほとんどもとに戻るのではないかと、もとに戻ると言う表現が悪いけれども、なくなると言っている人もいます。やはり、地方の教育水準に大きく影響してくることで、したがって、どうバックアップするかをこれから私たちが勉強していかなければいけませんし、実態も調査しな

いといけないと思うのですが、ぜひ皆さん方で取り組んでいただきたいと思います。

○要望（安木委員） 施設管理で補正が14億円減額ということですがけれども、先ほど耐震化等に係る入札額が実際には見込みよりも低かったみたいですし、パソコンのリースを延長したことで減額になったということです。今、学校施設等に対して設備を強化しようという活動がどんどん出ているわけですので、厳しく的確な査定をした上で、できる事業についてはしっかり予算として組んでおくことが大事ではないかと思うのです。

きのうもちょっと地デジの話をしました。減額補正が14億4,200万円、地デジが幾らするものかわかりませんが、例えばテレビからアンテナなど全部セットで100万円できるとしたら、これだけで1,400台できるわけです。そう簡単なものでもないと思うのですが、予算をしっかりと査定した上で、できるものについてはしっかりと組み込んできちんと生かしていただきたい。特に、こういう学校設備については統廃合等もあるわけですが、予算を組んで強化しようという形にしているときなので、ぜひその辺はきっちりやっていただくよう、よろしくお願いします。

(5) 表決

県第28号議案外4件（一括採決） … 原案可決 … 全会一致

(6) 一般所管事項に関する質疑・応答

○質疑（柴崎委員） 全国学力・学習状況調査の成果についてお尋ねします。我が国の子供たちの学力に関しては、平成16年末に公表された国際学力調査結果において全体として国際的に上位にあるものの、読解力などが低下傾向にあることが明らかになりました。また、17年4月に公表された教育課程実施状況調査においても、国語の記述式問題や中学校の数学に課題が見受けられました。

このような中、平成17年10月の中央教育審議会答申——新しい時代の義務教育を創造する——において、教育の結果の検証と質を上げる視点から子供たちの学習到達度、理解度についての全国的な学力調査を実施することが適当との提言がなされ、全国的な学力調査の実施の方向性が示されました。

これを受け、平成18年4月に全国的な学力調査の具体的な実施方法等に関する検討会議で報告書が取りまとめられました。この報告においては、全国的な学力調査を実施する意義、目的、対象学年や実施教科等の調査の概要、公表方法等に対して提言が行われています。

文部科学省では、これらの提言等を踏まえ、平成19年4月24日に小学校第6学年及び中学第3学年の全児童生徒を対象とした全国学力・学習状況調査を実施し、同年10月24日に調査結果を公表しました。対象学年のすべての児童生徒を対象に実施する学習調査としては43年ぶりのものですが、その成果についてお尋ねします。

○答弁（指導第一課長） 全国学力・学習状況調査につきましては、実施後にその成果、正答率やどこにつまずきがあるかなどを分析いたしまして、本県の場合は、例えば、

第1回目の19年度につきましては、広島県検証改善委員会という組織を立ち上げまして、そういった成果、課題を専門的に分析いたしました。そして、今後どういった事業を行っていけば子供たちに学力をきちんとつけていくことができるのかという改善策もまとめていただいたところです。それをもとに広島県としましても報告書を作成する、あるいはすぐれた授業の実践の一端としてDVDを作成する、さらには家庭での学習がきちんとうまくいくという観点から家庭用のパンフレットも作成し、各家庭にも配付いたしまして学力がきちんとつくように現在取り組みを行っているところでございます。

○要望（柴崎委員） 全国的な義務教育の機会均等とその水準の維持向上の視点から各地域における児童生徒の学力・学習状況を把握、分析することにより各教育委員会、学校等が全国的な状況との関連において、みずからの教育及び教育施策の成果と課題を把握し、その改善を図り、あわせて児童生徒一人一人の学習改善や学習意欲の向上につなげるべきだと考えますので、一層の御尽力を要請します。

○質疑（岩下委員） 来年度から教員免許の更新制度が始まると聞いております。そこでまず、広島県で対象となる職員の総数をお尋ねします。

○答弁（教職員課長） 本年4月から免許更新制度が導入されますが、県内の国公私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教育職員等につきましては、おおむね10年に1度、大学等が文部科学省の認定を受けて開設する免許状更新講習を受講する、また修了することで、免許状の更新等を行うことが義務づけられました。これらの総数でございますが、平成20年5月1日現在におきまして約2万8,000人となっております。この免許更新制度につきましては生年月日が昭和30年4月1日以前の者につきましては適用となりませんので、それらの方を除きますと約2万4,000人程度となります。また、このうち更新講習の受講免除となる校長や教頭等教員の指導に当たられる等の方を除きますと約2万3,000人になります。この免許更新制度につきましては、おおむね10年かけて全員が更新講習を受けるということでございますので、毎年の更新講習の対象としては、10年でございますから10で割って約2,300人程度と推計されるところでございます。

○質疑（岩下委員） ということは、全体の数から来年度実際に対象となる職員の方を一応推測していて、2,300人いるということですね。

次に、広島県内で実際に開講が予定されている講座の募集人員の総数は何名になっているかをお尋ねいたします。

○答弁（教職員課長） 県内の講座の総数でございますが、免許更新講習につきましては12時間以上の受講が義務づけられている必修講習と教育の充実のために選択講習が18時間ございます。

来年度の県内の大学等の開設状況につきましては、文部科学省の調べによりますと県内16の大学等で必修の講習につきましては2,700人程度、また選択講習につきましては3,200人程度の受講が可能となるような講座の開設が見込まれる予定であると

言われております。また、自宅等でも受講ができるといった観点から放送大学やその他の大学におきましても放送やインターネットを活用した講習の開設も予定されているところがございます。

○質疑（岩下委員） 受け入れの準備は進んでいるようですけれども、先日いただきました開催概要の資料を見ますと、例えば広島大学の実施分については土曜、日曜の開催となっていて、毎月必ずあるといった形になっているようなのですが、児童生徒の課外活動のサポートや地域活動を積極的に行っている先生たちにとってはいかがなものかと思えます。例えば、6月を見ると中体連などのイベントがメジロ押しで、そういった時期は受講が非常に難しい。そうすると、そういう時期は先生方も遠慮して、ほかの時期に行くのではないかと。そういったことがあちこちであると果たして2,700人分の枠の確保はひとまずできているのですけれども、特定の時期に集中してしまうことが起きないのかと心配するわけです。特に、免許の更新自体は各先生方の自己責任という考え方だと理解しています。したがって、余計に各先生方の事情を優先されて受講時期を選ばれるということになりますので、ますます特定の時期に集中する危惧が増大してくるのではないかと思います。そうかといって、それがいろいろな悪影響を出すといけないので、制度の円滑な運営を図るために教育委員会としてはどのような事態を想定されて、どのような対策を実施されようとしているのか、お伺いしたいと思います。

○答弁（教職員課長） 更新講習の受講におきますそういった学校行事等での対応、またそれを想定した教育委員会の取り組みのお尋ねだと思いますが、来年度から実施いたします免許更新講習でございますので、まずは対象となる方が修了期限をしっかりと確認して、みずからが受講されようとする更新講習をしっかりと知っていただくことが必要と考えております。そのために、免許状の所持状況について確認の調査を実施いたしておまして、本人が免許状の更新講習を受けるためにいつまでに何をしなければならないか、更新講習を受ける期限が2カ年ございますので、そういったことについて十分認識していただいた上で県内及び全国の講座の開設状況につきまして情報提供を学校等に行っているところでございます。

また、生年月日によりまして講習期限が定められており、学校等におきましては、あらかじめだれが受講対象になるか把握することが可能でございます。来年度から各学校で担当を決めるとか行事をどう割り振るかなど計画されるような段階かと思えますけれども、対象となる方が受講しやすいような環境整備など配慮していただくように周知等してまいりたいと考えております。

○質疑（岩下委員） どの方が受けなくてはいけないのか、教育委員会としては当然把握できているはずですが、問題は、私立学校も含めて把握できていない部分もあるということです。教育委員会が所管している中で考えてみると、第1には、特定の学校にそういった対象者が集中してしまうことはないのかということです。大規模な学校の場合は問題ないと思うのですけれども、かなり小さな学校になってくると大

きな負担になってくるのではないかと考えるのですが、特に3月に入り、異動の時期に入ってきている中で配慮されているのでしょうか。

○答弁（教職員課長） 人事配置の点につきましては、学校の状況も見ながら適材適所の配置に努めているところでございまして、研修等の予定のある者、また更新講習の予定のある者は年齢等で確認できますので、そういった点を十分踏まえて適材適所の配置に努めているところでございます。

更新講習につきましては、先ほども申し上げましたように大学に行かずとも自宅等で放送やインターネットを活用した受講等も可能になっているところでございますので、それぞれの先生方の状況に合わせてどの講座を受講されるかを都合に合わせて選択していただけるよう今後とも周知していきたいと考えています。

○質疑（岩下委員） 今の話は教育委員会所管の方たちですが、それ以外の私立学校の教員の方や学校には勤めていないけれども、免許を持っている方はかなりいらっしゃるのです。そういった方が今回の制度改正に伴って実際に受講されるのかどうかもよくわかりません。でも、ひょっとしたら動くかもしれない。そうすると、そういった方が特定のところに集中するといった事態も考えられるわけです。そういったことに関しては何かお考えなのでしょうか。

○答弁（教職員課長） このたびの制度の周知や教員免許の所持調査につきましては、県内の国公立私立学校に勤務される方を対象として調査し、その周知、それから本人に対して受講の期限を確認するというような働きかけを行っているところでございます。周知につきましても県のホームページ等で行っているところでございまして、講習の義務づけの対象となる現職の教育職員については現在のところその周知、それから本人がしっかり確認するよう働きかけを行っているといったところでございます。

○質疑（岩下委員） 勤めていらっしゃる先生は免許を更新しないといけないことは当然わかっていることだと思うのですが、教職にはついていない方が教員になりたいというような場合は、教職員採用試験の条件としては考慮されるのですか、それとも必要ないのですか。

○答弁（教職員課長） いわゆるペーパーティーチャーの扱いだと思いますけれども、任用されようとする者につきましては免許更新講習を受けることができるということでございますが、いわゆる所持しているだけ、何年か後はそうなるかもしれないといった者については必ずしも対象になっていないところでございます。免許更新制度につきましては来年度からの実施ということで、当然周知を図らなければいけないものでございますので、県のホームページや広報紙等で周知を図っていくものでございます。

○質疑（岩下委員） 免許更新制度については、県民の方に本当に周知徹底されているのかどうかよくわからない部分があると思うのです。そうすると、負荷が軽くなる方向で考えると今までペーパーティーチャーの方はたぶん受講しない。だけ

ど、負荷が重くなる方向で考えると、皆さんがひよっとしたら競って受講するかもしれないと思うのです。そういったときに義務づけでないから受けないのではないかとではなくて、義務づけでなくても受ける人もいないかもしれないという側に立ったときに問題が起きることはないのですか。

○答弁（教職員課長） いわゆるペーパーティーチャーにつきましては、今後任用予定のない者については受講の対象となっておりませんので、免許を持っているだけで受講しようということはないものと考えております。

○質疑（岩下委員） ということは受講を受け付ける側でペーパーティーチャーの方は受け付けないということですか。

○答弁（教職員課長） そもそも持っているだけの方につきましては対象となっていないといったことでございます。

○質疑（岩下委員） 私の質問は、受講される大学にペーパーティーチャーかどうかかわからない人がとにかく受講の申請をした。そうすると、当然ペーパーティーチャーだから教員免許も持っておられるわけです。それだけの情報でもし申請されたときに、受講を許可するのですか、それとも許可しないのですか。

○答弁（教育次長） この制度につきましては、骨格の部分は国が一律に定めているところでございますけれども、あくまでも受講対象者は現職の教員もしくは例えば非常勤等でも教育委員会が雇用関係に立つであろうということを予想されるような方々、リストに載っているような方々を受け入れる数として大学が出してきておりますので、例えば100人受け入れるということであれば、その100人に対してその他の方が手を挙げた場合には、これは当然大学の判断であります。現職もしくはリストに載っている人を優先的に受け入れていき、それ以外の者を受講させないというのが基本だと私も認識しております。ただし、定員の枠に余裕があつて、聴講できるというような環境の場合にまで大学が聴講を認めないということは、その大学がもしかしたら判断する部分になるのかもしれないけれども、あくまで現職の教員を初めリストに載っている対象者が優先的になっていきますので、その他の方が希望することによって優先的に受けなければいけない方々のはじき出されるということはない制度だと承知しております。

○質疑（岩下委員） ということは、受講申請の中に現職の教員であるか、もしくはそれに準ずることを証明するような何かが必要になると受け取れるのですけれども、そういう理解で正しいですか。

○答弁（教職員課長） 受講申請につきましては、大学等が受講を受け付けるということでございますので、個々の大学等によって書式等が異なるとは思いますが、まずは現職の教職員であるといった方を証明して、その申請に基づいて受講を認め、受講していただくということになるかと考えております。

○質疑（岩下委員） 現職の教員の方は問題なくはっきりしていると思うのですけれども、臨時で活躍していただいている先生方もかなりいると思うのです。しかも、年

度当初はそうではなくても途中から急をお願いして活躍されている方もたくさんいらっしゃると思います。そういった方は受講がうまくできるようになるのですか。

○答弁（教育次長） いわゆる現職教諭以外に臨時、また非常勤等で対応される者が数多くいるわけですが、教育委員会所管で言えば私どもの方である程度リストを策定して、こうした方々は採用する可能性のある者だというようなものを策定いたしますとその方々は受講できるような形になっていきますので、その部分はしっかり私どもがリスト的なものを把握し、大学に提供することによって円滑に受講できるようにしていきたいと思っております。

この制度は来年度から始まる大変新しい大がかりな制度でございますので、導入時期の4月1日から速やかにすべての面で全く問題がなく円滑に進むかどうかということに関して今、全国でいろいろな準備をしているところですが、私どもとしても不安はあるところでございます。しかしながら、この制度は、受講しなければいけない対象者が1年でではなくて2年をかけて受講するというような形で余裕がある部分もございます。4月以降実際に動き出す中でどのようなことが課題になるのかという部分については、私どもも大学と連携しながら速やかに把握し、もし課題が生じた場合には、解決に向けて積極的に大学の方にも働きかけをしていきたいと思っております。

○質疑（岩下委員） 新しい制度ですので、逆に十分な準備と計画が必要だと思うのです。実際に2年にわたってやるわけですから、実施していくに当たって最初1年間やってみて、計画どおりいったのかどうか、それが問題であれば次の2年目に悪かった点を補強するなり、よかった点はもっと伸ばすというような計画がまず必要だと思うのです。そういった意味で先ほど言われたようにひとまず臨時の方についてはリストというような話もありますけれども、我々が管轄している公立関係についてはそれでいけると思うのですが、私立の方はそういうわけにはいかないと思うのです。そうすると、本当にどうなのかとちょっと心配なのです。だから、少なくともまず計画をつくって、どういう想定でどういうふうな形の情報収集なり、それから必要な情報提供をそれぞれ教育委員会同士または先生方に向けてしっかりして、それからいろいろな要望等も聞きながら、やはり必要な対策を打っていかないと2年後に大変なことになっているのではないかと危惧するのですけれども、そういったところに対しての今後の取り組みについて教育長はいかがお考えでしょうか。

○答弁（教育長） この制度は平成19年に法制化されて、来年度から行われるのですが、実は今年度試行的なものが県内2つの大学で行われております。実務上のことはある程度できてきていると思うのですが、今、委員御指摘の数の問題が一番大きな課題になっていると思います。これは先ほど次長も申しましたように、ある意味において転がしながらいかなければいけない部分があると思います。大学の方もそうでしょうが、我々としても失職するようなことがあってはいけませんし、また今後、

御指摘の本採用ではなくて臨時、非常勤もしくは今後そういう希望のある方についても一定のフォローもしっかりしていかなければいけないと思っておりますので、経過とともに修正をかけながら協議していかなければいけないと思っております。

○要望（岩下委員） 初めての制度ですので、大変だと思えますけれども、混乱が起きないように万全を期していただくようによろしくお願ひしたいと思います。

○質疑（安木委員） 入学時期になっているわけですがけれども、中学校や高等学校の制服が高いという声をよく聞くわけです。県教育委員会の学校諸費会計等取扱マニュアルの中に学校指定物品という項目があるということで見せていただきました。各学校では制服、体操服、体育館シューズ、学習教材などの物品を指定し、生徒等に着用、使用させることになっていて、保護者が負担すべき経費となっています。各学校は、保護者の負担軽減、利便性の向上の観点から適宜業者の選定や契約方法の見直しを行い、指定物品は良質で低廉な価格のものを指定しなければならないようです。また、指定物品の決定や業者選定の方法について保護者に対して明確な説明を行い、理解が得られるものとしなければならないと記載されておりました。また、業者の選定に当たっては、公費に準じた扱いをすることとなっており、予定価格の設定やできるだけ多くの入札業者の選定、試作品等の品質確認なども参考項目に上げられています。

そこで、基本的にこのマニュアルに基づいて進められていると認識されているのか、また価格や業者の選定状況などについて掌握されているものなのか、最初にお聞きしたいと思います。

○答弁（指導第二課長） 全学校の諸費会計につきましては、この諸費会計マニュアルに基づいて実施されているかどうか、学校に立入調査して点検を行っております。そういった意味で、これに基づいて実施されているととらえております。

○質疑（安木委員） 通常の制服の上下と夏用の制服上下、長そで、半そでのカッターシャツやポロシャツ、体操服上下、冬用セーター、靴や帽子を含めると10万円にもなると思います。最近の安価な輸入衣服販売の関係があるかもしれませんが、制服が品質的に特別に今いいものとは思われないし、量産できることを考えると制服が高いと感じている家庭が多いのです。もう少しマニュアルの趣旨にのっとった良質、低廉な価格の制服となるように各学校の取り組みを指導できるものならしていただきたいと思うのですが、どうでしょう。

○答弁（指導第二課長） 特に、昨今の経済情勢の悪化ということもございまして、教育委員会でもことし1月に開催いたしました県立学校長会議において、いわゆる副教材や校外活動あるいは修学旅行など生徒、保護者の経済的な負担を伴うものの検討に際しては単に例年どおり、あるいは教育上効果があるということだけではなくて過重な負担とならないよう経費節減に努めることについて指導したところでございます。これからも引き続き各県立学校に対して保護者の負担軽減ということについては指導してまいりたいと考えております。

○質疑（安木委員） これはぜひお願いしたいと思います。

マニュアルの中に指定物品のリサイクルという項目もあって、卒業後に使用する見込みのない物品の無償提供を受けて在校生への活用を図るなど校内リサイクルを行うことも一つの方策と記載されています。各家庭に聞きますと、やはり近所の卒業生に目安を立てて譲り受けるようにするなど厳しい経済状況の中で節約を図っています。もったいないという考え方やリサイクルという考え方が美德でもありますし、資源の有効活用ですし、今後の方向性としては正しいわけで、必要なものにはお金をかけるけれども、利用できるものは有効利用するという考え方が大事だと思います。以前はどうか、今もそうかもわかりませんが、兄や姉のお古で弟や妹は損だと思っていたような、また新しいものを着させたいという親もいるわけですが、工夫してもっと広々とした気持ちで制服の校内リサイクルというのも推進すればよい時代なのではないかと思うのですが、そういう点はどうでしょうか。

○答弁（指導第二課長） 委員から御指摘いただきましたように、私どものマニュアルの中にも校内リサイクルということも一つの方策と考えられますと明示しているところでもあります。こういったリサイクルということも含めて経費節減の方法についてしっかり検討するように指導してまいりたいと考えております。

○要望・質疑（安木委員） 必要となる制服ですので、保護者負担が少しでも軽くなるような取り組みをぜひよろしくお願いいたします。

あわせて要望ですけれども、先ほどもありました修学旅行の費用も高いのではないかという声があります。県教委の実施基準にのっとった取り組みで旅行業者の選定など工夫して保護者負担が軽減できるように努力していただくことをあわせて要望しておきます。

2点目は、きのうもちょっと言いました公立学校の太陽光発電の導入促進について、以前にも質問しましたし、決算特別委員会でも質問しました。学校や公共施設、一般住宅への太陽光発電の導入促進は国も打ち出していますし、今後の流れです。つい先日報道で知ったのですが、経済産業省が太陽光発電による売電に固定価格を導入して通常の電気料金の約2倍で電力会社が買うように方向性を打ち出した。今、太陽光発電世界一のドイツと違って学校等での太陽光発電にも固定価格を導入して高く売電できるということなので、世界一奪還を目指して日本の太陽光発電が大きく進み始めたと言われております。関係企業の設備投資も活発になっていくと思います。県としても200万円の予算を組んで太陽光発電普及促進に取り組むことになっているのですが、学校施設への太陽光発電設置もモデル校を検討しておくなど取り組みを開始したらどうかと思うのです。モデル校の検討について来年度予算にはありませんが、そういう点はどうでしょうか。

○答弁（施設課長） 私どもは県立学校の管理をしていますので、県立学校における太陽光発電の導入も避けて通ることはできない問題であるとは考えております。ただし、現時点において予算に計上していないのは、県立学校施設の耐震化を加速させ

なければならぬ状況下でございますので、大変申しわけないことですが、おのずと優先度は現時点においては高いものではございません。ただし、何らかの機会にそういう仕組みを導入するということを考えないといけませんので、例えば改築の設計の中でそういうことが考えられないかなど検討はさせていただきたいと考えております。

○要望（安木委員） 日照時間や学校の形状、耐震性をもう既にクリアしているとか、環境学習に適した地域など総合的に考えてモデル校を検討しておけば、必ずその方向に行くと思うのです。ですから、そういう検討をせざるを得なくなるというよりも、検討しておけばスタートが早くできるわけですので、ぜひよろしく御検討願いたいと思います。

○質疑（富永委員） それでは一つ、高等学校の再編整備についてちょっとお伺いをしたいと思うのですが、今教育委員会では県立高等学校再編整備基本計画に基づいて小規模校の統廃合に取り組んでおられるわけですが、ちょっとこれは確認なのですが、現在統廃合の対象になっている1学年3学級以下の高校が何校中何校なのか、それから1学年1学級が何校なのか、ちょっと数字を言ってもらえますか。

○答弁（学校経営課長） 今ちょっと学級別の数字はないのですが、3学級以下の学校ということだと29校ございまして、おおよそ県立学校全体の35%をちょっと超えているという状況です。

○質疑（富永委員） 分母が何校ですか。

○答弁（学校経営課長） 廃止と募集停止中を除きますと91校ぐらいあります。

○質疑（富永委員） というふうに広島県では小規模校の割合が非常に大きいのですが、基本計画の中にも適正規模化の考え方が示されておりますが、生徒たちがお互いに切磋琢磨しながら活力ある学校生活を送ることで大きく成長する、そういうことになると学校は一定規模の環境を確保することが望ましい。そういう意味で私も小規模校の解消は必要だと思っております。これまでいろいろ教育委員会が苦勞されまして、やってこられているわけなのですが、私は単なる募集停止だけでは、小規模校の解消を図っていくということは限界に来ているのではないかと思うわけです。

そこで、先日の本会議で私は寄宿舎の活用ということを申し上げたのですが、まずそういった小規模校の再編整備をより円滑に前進させるために検討してみてもどうかということをご提案してみたわけなのですが、唐突な提案だったのか、教育長からは今後研究すると答弁がありました。そこで、改めて今、教育委員会では、小規模校の再編整備を今後どういうふうに進めていこうとされているのか、お伺いします。

○答弁（学校経営課長） 先ほど御質問があった点でもうちょっと詳しいことを説明させていただきます。91校と言いましたが、81校でございます。81校のうち29校。これは1学級が12校、2学級が9校、3学級が8校で計29校で35.8%です。残り64.2%が

4学級以上の規模であるという現状でございます。

そういった現状の中で、今、委員も御指摘のとおり、教育委員会では県立高等学校再編整備基本計画を策定いたしまして、毎年の入学状況等を踏まえながら計画的に取り組んでいるところでございます。こういった取り組みをより充実させる一つの形で、去る12月の文教委員会でも御報告いたしましたけれども、1学年3学級以下の小規模校の現在の状況について地域や学校関係者等の御理解を促進するために11月にそれぞれの学校の入学状況等の情報を公開いたしました。該当校では、このデータプラス各校独自の資料等を加えまして地元の中学校やPTAあるいは同窓会などに説明しております。この公表は、これから毎年高校受験の対応が本格化する11月には提供していきたいと考えているところでございます。

現在どのような取り組みかということでございますけれども、今のが1点と、これに加えて現在教育委員会の中で検討させていただいておりますのは、入学状況や交通利便性などから直ちに統廃合するという事は非常に難しい小規模校もでございます。そういった学校につきましても、教育の充実が図れるかということをお我々は考えなければいけないと思っております。そういった意味で小規模校のままでもできるだけ生徒が切磋琢磨できる環境ができないか、例えば近隣校との連携、あるいは今1校しかありませんけれども、分校というのはどうだろうかということをお現在検討しているというのが実情でございます。

そういった検討の中で去る本会議で寄宿舎の活用ということも視野に入れてはどうですかという御提案をいただいたわけでございます。この寄宿舎につきましても、現在9校でございます。調べてみますと、入舎率は全体で68.2%という実情でございますので、確かにもっと有効活用する余地があると考えているところでございます。

また、とりわけ中山間地域のようなところに点在する小規模校を再編していく場合には、いわゆる通学条件を考慮する必要がない寄宿舎の利用はどうだろうかということは検討に値するのではないかと現在考えているところでございます。そういった中で、現在の寄宿舎の活用状況や入所に伴う経費の問題、あるいは共同生活ということに対して今どきと言うと失礼ですが、生徒や保護者の心情等も踏まえる必要があるかと考えているところでございます。したがって、先ほど説明いたしました小規模校の入学状況等の公表あるいは分校化等の検討とあわせまして再編整備における寄宿舎の活用方法等についても他県の例などを参考にしながら今後研究していきたいと考えているところでございます。

○質疑（富永委員） 入学状況の情報提供はいいことなのですが、ある意味ではなくなると言っているようなもので、今、分校化ということをお言われましたけれども、具体的にはどういうふうなイメージを描いて検討されているのですか。

○答弁（学校経営課長） 分校化ということですが、繰り返しますが、小規模校の統廃合というのはそれぞれの対象校について最新の入学状況等を踏まえていろいろ

ろな観点で慎重に検討して、現実には毎年1校から2校程度実施してきていただいております。そういったことを繰り返しながら、先ほどの数字ではございませんけれども、29校、35%というのが実情であるということでもあります。

このため、こういった適正規模化のための再編整備というのをやはり進めていかなければいけないわけですが、その間、小規模校でも例えば学校行事や部活動を合同で実施する、あるいは小規模校単独ではなかなか開設することができない科目、芸術系や理科などを開設するというような教育の充実を図るためにも近隣の学校との連携ができないか検討しております。イメージがなかなかわからないのですが、先般犬童委員からも御質問があった大学での3キャンパス方式、あそこまで規模は大きくないのですけれども、小さい中でもそういった工夫ができないか、あるいは本校と連携をさせることによって、もう少し先ほど申し上げたような具体的な教育活動ができないかというようなことを検討しているわけでございます。具体的には、一方では統廃合を視野に入れつつも近隣の学校の規模や配置状況などを踏まえながら分校となる学校の考え方あるいは連携する学校の組み合わせということに対して、今、事務的に検討を進めているというのが実情でございます。

○要望（富永委員） 先ほど申しましたけれども、私はやはり教育環境を考えた場合には規模の確保というのは必要だと思っています。そこで、適正規模化とあわせて再編整備基本計画のもう一つの柱が学校の特色づくり、魅力ある学校づくりということなのですけれども、そうすると全県1学区制になっている中で例えば小規模校の多い中山間地域の高校においても当該地域はもちろんのこと近隣、さらには都市部からも生徒が集まってくるような魅力のある学校をつくっていくのだというぐらいの気概を持って、この再編整備に取り組んでいただきたいと思っております。そういう観点からもいろいろ課題もあるでしょうし、それから先ほど言われたようにさまざまな効用もあるはずなのですが、寄宿舎というものを研究していくということなので、ぜひしっかり研究して、いい学校再編整備をやっていただきたいと思えます。

○質疑（犬童委員） 今卒業シーズンで、この前、安木委員と一緒に呉工業高校の定時制の卒業式に行かせてもらったのです。20数名が卒業して、教職員の皆さんも私たちにとっても喜びなのですが、広高校の定時制の卒業生は3～4人ですが、定時制というところで学ぼうという若い人がまだまだたくさんいるという実態です。そして、この不況の中で昼間には行けないけれども、やはり何としても夜間に行って学ぼうという子供たちも案外ふえてくるのではないかと思います。現在の広島県内の定時制の実態は、何校あって何名在籍し、ことしは何人の卒業生がいたのかわかりますか。

○答弁（指導第二課長） 申しわけありません。今ちょっと手元に資料がありませんので、また後ほど説明します。

○質疑（犬童委員） 数字はいいです。定時制高校について県教委の方針というのです

か、主な課題としてどういうことをとらまえていらっしゃるのか。もちろん私は存続してほしい、もうちょっと拡充してほしいと思っているわけですが、そこらはどうですか。

○答弁（指導第二課長） かつては定時制といいますと、いわゆる勤労学生が多い状況がございましたが、現在では、かつて高等学校の教育を受けていない高齢の方、あるいは中学校時代不登校等で1日6時間学校にいるのはなかなか難しい、こういったさまざまな生徒が入っており、そういう意味での必要性を感じているところでもあります。そういった中で、単に夜間だけではなくて、昼間あるいは夜間あるいは三部に分けて通える、通いたい時間に行くことができる、そういった課程の工夫等も行っているところでもあります。そういう意味で定時制を必要とする生徒のための定時制の充実ということについて今取り組んでいるところでございます。

○要望（犬童委員） 今、週休2日制と、企業主体あるいはNHK、放送大学などいろいろな形態もあり、学ぶ条件も変わってきていると思います。ですから、今言われたように、そういった時間帯や、いろいろなマスメディアあるいは情報機器を活用するなど定時制の講義のあり方も研究してきているのではないかと思います。そういったことを含めて、これから定時制が若い人の希望にこたえられるかということをご研究してもらいたいと思う。この前、呉工業高校の卒業生を見ましても、みんなまじめな子供です。見ていてすがすがしいです。ああいう学んで頑張ろうという姿を見ていてもっと応援していかないといけない、もっと制度として、受け皿として充実していかないといけないと痛感します。

ぜひ私は、この問題はきちんとしてほしいし、それからクラブ活動などもいつするのかという思いは日ごろからあるのですけれども、結構野球をしたり、いろいろなことをしているわけです。照明設備などいろいろなことが必要になってくると思うのですけれども、子供さんたちがクラブ活動などしていくということに不都合はないのか、やはり一度点検してもらいたい。スポーツだけではなく。例えば、ロボットをつくって全国大会に出ているというのも私はテレビで見ましたけれども、頑張っているのも、ぜひそこは総合的に、決して陰の部分の学校としてではなくて、スポットを当てた学校運営をぜひお願いをしたい、これは要望しておきます。

○答弁（学校経営課長） 犬童委員の御要望等を含めて申し上げますと、県立の定時制高校は今18校ございまして、20年度で2,028人の生徒が学んでいる。その中で年齢を見ますと、18歳までが84.9%、19歳まで入れると90%を超す生徒でございます。その他は20代あるいは一番高い年齢で60代の方も学んでおります。修了者の約半分の方が何らかの形で就業している。そういった方が今の不況の中でどうなのだろうかという御指摘をいただいたと思います。

先ほど委員のお話の中で、学ぶスタイルには通信機器などいろいろな形があるではないかというようなことがございました。そういったことも実は我々、先ほどちょっと説明した基本計画の特色づくりの中で、定時制あるいは通信制のあり方を提

案しているところでございます。御存じのように、定時制4校を統合しまして福山市に芦品まなび学園という三部制の夜まで勉強できる学校をつくって、休学や中途退学等の状況が随分改善しております。大人の方たちを入れる聴講生の制度の中でやはり自分の生き方などいろいろなことも知ったり、あるいは他人との触れ合いの中で随分たくましくなったという話も聞いておりますし、そういった3年あるいは4年の思い出を胸に今卒業している人がたくさんいるという話を聞いております。そういった中で、基本計画に戻りますけれども、ぜひ定時制と通信制を一緒にした形、つまり定時制、通信制にこだわらずに、いわゆる今までの全日制のスタイルでない学びのスタイルができる学校像はどうだろうかということで基本計画に書いておりますけれども、いろいろな事情でなかなか実現していないのですが、先ほどと一緒にです。ぜひ実現したいという思いで研究しているということだけをちょっと御説明させていただきます。

○要望・質疑（犬童委員） ぜひひとつお願いします。

きのう私は県立図書館に行きまして、その上の階にある、ひろしま産業振興機構の情報プラザに伺いまして、県内の大学がいろいろな研究成果を民間に移転するなどの取り組みをお聞きしました。広島大学、県立広島大学がそれぞれ研究した成果をどう民間に売り込んでいくか、生かしてもらうかに取り組んでいらっしゃることを聞きました。大学でできたことを民間に移すのは現実的にはなかなか難しい、いろいろなハードルがある。しかし、アメリカなどはかなり進んでいて、日本もこれからは大学がいろいろな研究成果を地域に生かしていくという取り組みをもっと積極的にしてもらいたい。そのために産業振興機構としても頑張っていきたいということをお話されまして、京都が意外と早かったのですけれども、こういう対応は、広島県内で特に県立広島大学を含めて取り組んでいらっしゃる。これは教育委員会とは余り関係ないとなるのか、いやいや、教育委員会としても取り組んでいかないといけないという思いなのか、どうですか。

もう一つ、呉市で、きのうの夕方に、県内の呉地域あるいは広島を含めた9大学の呉地域の活性化についての研究発表会があったのです。水をテーマにしたり、いろいろなことをしているのですけれども、大学の教授を含めましてどうしたら呉の活性化ができるかとテーマを選んで研究したのをみんなが発表し合うのを朝から晩までやって、私は夕方ちょっとだけお邪魔したのですが、こういうことも教育機関としてこれから随分活用が進んでいき、充実していくのではないかと期待しているわけです。高等学校でも県立高校など呉地域で市民協働みたいな形の中で時々発表会を開くのです。呉の中通商店街をどうしたらいいかなどをテーマに、子供たちが研究した成果を皆さんの前で報告したりしています。県教委としてもいかに地域と結びついた教育や生徒指導をしていくかという視点に立って振興すべきではないかと思っているのですが、その辺はどういうふうに取り組んでおられますか。

○答弁（指導第二課長） 地域あるいは地域の大学、企業等との連携ということであり

ますが、来年度、新しい事業といたしまして専門高校応援ネットワーク事業を実施する予定になっております。これは主に企業あるいは大学、専門学校などの人的な支援や物的な資源の活用をさせていただいて、高等学校の生徒の実習あるいは教員の研修を行いながら広島県の将来の産業を支える人づくりに生かしていきたいということで行っていくものであります。今、参加していただける企業、大学等をお願いして回っているところでありますが、こういったものを来年度以降活用しながら、地域と県立高等学校のあり方についても、これからの広島を支える人材づくりあるいは広島県の産業を支えるということも含めて取り組んでまいりたいと考えております。

○答弁（生涯学習課長） 一方、生涯学習の分野でも大学と一緒に取り組んでおられる、平成10年度から広島県高等教育機関等連絡協議会というのがございまして、現在は教育ネットワーク中国という名称になっております。そちらの組織との連携によりまして県民の方を対象とした講座を共同で開催させていただくなど続けてきておまして、平成20年度は連携講座2コースの開設を実施しております。連携講座の中身ですけれども、脳からわかる人の意識と健康行動というようなテーマであったり、広島歴史、文化を学ぶ中世遺跡の発掘と博物館、草戸千軒ですが、こういったものを実施させていただいたりしております。現在、平成21年度の講座につきましては、教育ネットワーク中国で調整されておまして、まだ明確に何をやるということは申し上げられないのですが、引き続き連携しながら続けていきたいと考えております。

○要望（犬童委員） 私の聞いたところでは、今、県内の民間会社に研究者と名がつく人は3,000人ぐらいいるというのです。そして、それと同じ数だけ学校でそういう研究をしている人がいらっしゃるという。だから、合わせて6,000人いる。その6,000人が協力し合って研究していったら、もっと成果が上がるのではないかということ産業振興機構の人が言われておまして、お互いが別々ではなくて、支え合ったり共同研究をしていくということをテーマとして、どちらかという商工労働局の域もあると思いますけれども、研究は1足す1が5になったりするわけですから、ぜひ私はその辺に取り組んでいただきたい。教育長、よろしく申し上げます。

(7) 閉会 午前11時58分